

公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
--------	--

**令和6年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録**

- 1 開催日時 令和6年9月3日(火) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 浜松市東部保健福祉センター 健康教育室・集団指導室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
委員 42  出席 39 欠席 3	専門 委員 18	望月 敏行 浜松市警察部	
		山本 晃久 静岡県弁護士会浜松支部	
		一条 典之 静岡地方法務局浜松支局 <欠席>	
		河合 洋子 浜松市人権擁護委員連絡協議会	
		多々内友美子 浜松市医師会(産婦人科医会)	
		村山 恵子 浜松市医師会(小児科医会)	
		大嶋 正浩 静岡県精神神経科診療所協会	
		梅ヶ枝裕子 浜松市歯科医師会	
		野寄 秀明 浜松市薬剤師会	
		齋藤 由美 浜松市助産師会	
		出席 15 欠席 3	杉山 晴康 浜松市民生委員児童委員協議会
			中村 勝彦 浜松民間保育園長会
			前田美知代 浜松市私立幼稚園協会
			松本 知子 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等) <欠席>
			徳田 義盛 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
			田口 修 浜松市里親会 <欠席>
		出席 24	村瀬 修 浜松市児童家庭支援センター
			後藤翔一朗 浜松市障がい者基幹相談支援センター
	吉積 慶太 こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)		
	鈴木 勝 こども家庭部児童相談所(所長)		
	園田 俊士 こども家庭部こども若者政策課(課長)		
	井川 宣彦 こども家庭部幼保支援課(課長)		
	大橋 泰仁 こども家庭部幼保運営課(課長)		
	横井 通文 こども家庭部中央福祉事業所児童家庭課(課長)		
夏目 健一 健康福祉部中央福祉事業所社会福祉課(課長)			
鈴木 孝人 健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第一課(課長)			
山本 隆久 健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第二課(課長)			
北村 聡 健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課(課長)			
芦澤 信之 健康福祉部天竜福祉事業所社会福祉課(課長)			
渥美 雅人 健康福祉部健康増進課(課長)			
榊原 克人 健康福祉部障害保健福祉課(課長)			

	二宮 貴至	健康福祉部精神保健福祉センター（所長）
	竹村 和枝	健康福祉部中央健康づくりセンター（所長）
	鈴木 勝己	健康福祉部浜名健康づくりセンター（所長）
	櫻井 政男	健康福祉部天竜健康づくりセンター（所長）
	吉山 幸洋	学校教育部指導課（課長）
	河合多恵子	市民部UD・男女共同参画課（課長）
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	仲谷 美樹	こども家庭部子育て支援課（家庭支援担当課長）
	平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）
	佐々木美香	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）
	鈴木真知子	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）

#### 4 次第

- (1) 開会
- (2) こども家庭部長挨拶
- (3) 構成機関の紹介
- (4) 議事

##### 【公開】

##### ≪報告≫

- ① 令和5年度 浜松市における児童相談対応の状況について
- ② 令和5年度 要保護児童対策地域協議会について
- ③ 浜松市児童虐待防止対策の推進について
- ④ 令和5年度 はままつオレンジリボン運動活動報告書について
- ⑤ 産科・精神科・行政等の連携について
- ⑥ 浜松市障がい児移行調整協議の場について

##### ≪協議≫

- ① 要保護児童対策地域協議会終結時における「見守り」支援について

- (5) その他・連絡事項

- (6) 閉会

#### 5 会議録

<b>1開会</b> 事務局	令和6年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認) 事前に資料を送付させていただいている。 当日の資料として、1つ目が、薬剤師会様からの「薬と健康のフェスタ」の事業報告書。2つ目が、今年4月から市内7ヶ所で開設している「こども家庭センター」のチラシ。そのほか、「こどもを虐待から守る手引き」の乳幼児版と学齢児版を配付させていただいている。
-------------------	---

	<p>(会議成立の確認)</p> <p>専門委員 18 名のうち 15 名の出席を確認。</p> <p>浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第 7 条第 2 項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。</p> <p>それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長の吉積から挨拶を申し上げる。</p>
<p><b>2 挨拶</b></p> <p>こども家庭部長</p>	<p>皆様方には日ごろから、それぞれのお立場で、本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき心よりお礼申し上げます。</p> <p>当協議会は、児童福祉法に基づき設置されているもので、地域の「要保護児童の適切な保護」と「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会である。</p> <p>先週から台風 10 号に関する被害が全国的に大きなニュースとなった。本市も災害対策本部体制をとり、各部局が 24 時間体制で対応にあたった。浜松市においては、現時点で人的な被害の報告が入っていない。旧西区で土砂崩れが起こったり、天竜区では交通規制もあつたりしたが、大きな被害はなくてよかったと思っている。</p> <p>また、8 月 8・9 日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたが、結果的には 1 週間で解除された。浜松市では、これまでも災害が起きると言われながら発生していないが、いつ地震が起きてもおかしくない状況である。こどもを預かる施設の皆様や、支援が必要な方を抱えている施設の皆様にとっては、有事のときの対応が本当に大事になると思う。私たちは市民の生命や財産を守ることをまず一番に考えなければいけない。今回の南海トラフ地震臨時情報や台風の機会に、子どもや職員の安全を守るための体制や備えを改めて確認していただければと思う。</p> <p>さて、昨年度報告させていただいた「こども家庭センター」は、本年 4 月、市内 7 か所に開設された。「こども家庭センター」は、母子保健分野と児童福祉分野で連携強化を図り、妊産婦や子育て世帯に対し、ワンストップで包括的な相談支援を行うこと目的としている。今後は、このセンターの役割がしっかりと機能し、当事者が抱えるリスクを早期に把握して問題の重篤化を防ぐなど、予防的支援にも力を入れていきたいと考えている。このためには、行政だけではなく、地域の資源を活かし、地域で展開されている子育て支援策の共有、ニーズに基づいた地域ならではの子育て支援策を検討し、展開していくことが大切である。引き続き、皆様方のお力添えをいただければと思う。</p> <p>また、現在、本市では、現在の第 2 期子ども若者支援プラン、こどもの貧困対策計画などの次期計画となる、こども計画の策定に取り組んでいる。これは「こども基本法」に基づき、「こども大綱」なども踏まえて作成するものだが、計画策定にあたっては、こどもや若者をはじめ、子育て当事者や支援に携わっている方の意見も聞きながら進めていく。今後、皆様方にもご協力をいただくこともあろうかと思うがよろしくお願ひしたい。</p> <p>本日は、次第にもあるとおり、昨年度の児童相談対応の状況ほか報告事項が 6 件と、要保護児童対策地域協議会検討終結後の児童の見守り支援についてご協議いただく。地域のそれぞれの団体における支援についても情報提供いただき、各機関ができるこ</p>

	<p>となども踏まえて、地域で子どもを見守るネットワークづくりに繋がればと考えている。本日は、各委員それぞれのお立場から御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>3 構成機関の紹介</b> 事務局</p>	<p>次第3「構成機関の紹介」に移る。</p> <p>今年度より、代わられた委員の皆様には、名簿順にて所属機関名とお名前の自己紹介をお願いしたい。</p> <p>(委員の自己紹介)</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>浜松市の行政側の関係機関については、お手元の委員名簿をご覧ください。</p>
事務局	<p>本会議は浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条及び第7項の1項、第7条の1項の規定により、会長であるこども家庭部長が議長を務めることとされている。ここからは、吉積部長に議長をお願いする。</p>
会長	<p>議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日の会議であるが、個人情報扱う案件はないので、議事は公開とするが、よろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、公開とする。</p>
<p><b>4 議事</b> 協議(1) 会長</p>	<p>それでは、次第の4の議事に従って進行していく。</p> <p>報告の(1)から(4)まで、事務局の子育て支援課から一括して説明をさせていただく。その後に、委員の皆様からご意見をいただきたい。</p> <p>では、報告(1)から(4)について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>&lt;資料1～4に沿って説明&gt;</p>
会長	<p>(1)から(4)について、ご意見、ご質問等をお願いしたい。</p>
委員	<p>2ページ目の虐待相談対応件数の推移というところで、令和5年度における件数は分かっているが、このうち前年度から継続されているケースがどれぐらいで、令和5年度から新たに相談されたケースはどれぐらいか。それと、令和5年度内で終結されたケースは何件ぐらいあったのか。</p>
児童相談所	<p>こちらの統計については、当該年度に受理をした件数としてとらえているので、継続と新規のすみ分けをしていない。</p> <p>それから終結のケースについては、今、資料を持ち合わせていないので、おおよそでお答えすると、児童相談所では、虐待のケースは150件前後ぐらいを終結というような形でとらえている。</p> <p>35ページの参考資料に書いてある児童相談所での終結194件は、これには虐待以外のものも含まれるので、少し差は出てしまう。</p>
委員	<p>新規ケースだけでなく、継続もあり、結構増えてきているということか。</p>
児童相談所	<p>その通りである。</p>
委員	<p>多岐にわたる事業を展開していただいている中で、15ページの資料3では、利用実績とか、どのような統計分析をして、効果を判定した結果、令和5年度の事業を令和6年度の形に変えていかれたのか教えていただきたい。</p> <p>あと、23ページのオレンジリボン運動については、随分長い時間をかけて事業のこ</p>

	<p>とをご報告いただいているが、これらの事業の費用対効果に関しては、どのような評価をした上でやっているのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>利用実績や効果については、今回記載していないが、今後はそのようなことが見えるように検討をさせていただく。</p> <p>オレンジリボンの費用対効果であるが、費用対効果がどこまで出ているかという評価については、まだ浜松市としてしたことがないが、今後、そのような視点を持ってやっていきたい。</p> <p>このオレンジリボン運動は、周知啓発をするために多くの企業や団体に参画していただき、虐待予防という意識を高めていただくことが大きな目的になっている。地域で見守っていくことが虐待の抑止力になるということを目的にしているので、評価というところも踏まえて、今後、事業を展開させていく。</p>
委員	<p>これからぜひ評価を考えていただけるとありがたい。例えば、協力企業は昨年度増えたのは1つだけ。それが23年度にたくさんいろいろなことをやることによって、たくさん増えたというようなことでもいいと思うし、75人で街頭に出てチラシをまいて何百枚配ったとかということでもいいのかなと思う。これが有効だからやっていくというようなことを出していただけるとありがたい。</p> <p>たくさん事業を展開されている中で、やはりもう少し必要性等をきちんと評価して集約していただけると、より効果が上がるのではないかと。統計の上でも地域差がかなりあったりするので、この地域にはこういう施策が必要だというような形での見える化をしていただけるとありがたい。</p> <p>あと、16ページの児童虐待防止対策の推進の中に、こどもの権利に対する啓発というところの視点が載っていないと思った。こどもたちが将来にわたって、こういうことはいけないと発信できるようにするためには、長い年月をかけてのこどもたちの教育がとても大事だと思う。こどもの権利についての教育をこどもたちにしていくと同時に、教職員や関係する支援者にもしっかり教育していただきたい。そのような方策をしっかり考えていただけると、全体としてこどもの虐待がないというような市にするためには、啓発ではもう遅くて、その前のこどもたちは虐待されてはいけない存在だから自分で声も上げることができることがとても重要だと思うので、その辺りの施策について、何かお考えがあったら教えていただきたい。</p>
こども若者政策課	<p>児童の権利については、ただ今、浜松市のこども育成条例の改定を含め、検討しているところである。</p> <p>育成条例を改定して、権利のことを入れ込むと周知をしやすくなると思う。いろいろな方法で権利の周知については考えていきたい。</p>
委員	<p>大きく4つほどお伺いしたい。</p> <p>虐待相談対応の関係で189ダイヤルの効果があってというような説明があったが、ダイヤル経由の件数はいくつか。その中でも、近隣からの泣き声の通告では虐待ではなかったというようなことがきっとある多くあると思う。そのようなことはカウントしているのか。</p> <p>2つ目は、虐待等での養育困難やいろいろな疾患とかもあるかと思うが、ショートステイはかなり在宅での子育ての支援に大きな比重があるように思う。また虐待の予</p>

	<p>防等にも大きな効果あるのではないかと思います。浜松市で実施されているショートステイの数等のデータや今後の課題があれば教えていただきたい。</p> <p>3つ目は、資料 18 ページの上のところ、新しい事業を◎でという説明があったが、こども若者総合相談センターというのが始まるということで、どんなものなのか詳しく教えていただきたい。</p> <p>最後に、21 ページの資料の真ん中辺りで、ヤングケアラー相談窓口が令和 5 年度に設置をされているが、相談等の件数を教えていただきたい。</p>
児童相談所	<p>質問の 1 つ目で、189 にかかってきた件数は、令和 5 年度実績で 379 件。そのうち虐待等についての内容は 131 件。</p> <p>カウントの仕方としては、まず虐待としてカウントし、調査の結果、虐待でなかった場合にはカウントを減らしている。</p>
こども若者政策課	<p>18 ページのこども若者政策課のこども若者総合相談センターの上になら書かれている若者相談支援窓口「わかば」を現在、運営している。</p> <p>「わかば」は、週 2 回の面談相談と、週 3 回の電話相談を受け付けている。年間に 300 件ぐらいの相談件数がある。このわかばの機能を強化し、10 月からザザシティ 5 階に「こども若者総合相談センター」として開設する。</p> <p>「こども若者総合相談センター」は 10 月から始まり、開設時間は午前 10 時から午後 7 時まで。今までは直営ということで、午前 9 時から午後 4 時までで、若者にとってはなかなか相談しづらいような時間帯だったので、大幅に改善をしていく。</p> <p>また、アウトリーチとして、こちらから出向いて行って相談にのるなど、機能強化をしていく。</p>
事務局	<p>ショートステイでは、令和 4 年度の利用延べ日数は 434 日、令和 5 年度は 324 日使っていた。主には保護者の病気による入院等が多いと思う。あとトワイライトステイが、令和 4 年度では 1 日あった。</p> <p>ヤングケアラーの相談件数は 30 件。その内、1 件は養育支援ヘルパーが支援で家庭に入っている。通訳派遣も 1 件実施した。また、相談は、支援者や教育関係者からが多くなっている。</p>
委員	<p>年に 1 回は、昨年の虐待の件数が出る。これを見ると、児相では減っていて、家庭児童相談室も若干減っているようだが、全国ではどうなっているのか、未発表なので分からない。</p> <p>今の浜松市の虐待件数をどう評価していったらいいのか。これは改善に向かっているのかどうか。そういう指標というようなものを出す必要があると思う。結局、要対協の管理ケースは、もちろん虐待だけではないが 1348 という管理ケースの数字が出ていて、全国的にも人口当たりどのぐらいを管理しているのかというようなことはもう出ているはず。だから、我々はどこに力を入れていかなければいけないのかということについて、数字の評価作業をもう少し加えて、みんなで意見交換してかないともったいない気がする。かなり分析的にやっているが、評価がない。この会としてやはり改善していかないといけないと感じている。これは意見。</p>
児童相談所	<p>委員のご意見、確かにその通りだなというところ、現場感覚的に言うと、児童相談所では児童虐待が減っている。例えば、令和元年度から 4 年度まで、数の差はそれ</p>

	<p>ほどないが、右肩上がりできているところを、令和5年度に初めてそこが減った。正直、自分たちも虐待の数が減ったことは、世の中が暮らしやすくなったとは言い切れない状況である。確かに報告の中でも、警察からの通告による面前DVの心理的虐待が多くなっている。中身をもう少し紐解いていくと、1件1件の中でのリスクとして、例えば、こどもの発達の課題があったり、親からの精神的なところであったり、養育上の問題も抱えていて、なかなかそう簡単に終結できるような状況にはなっていないような現実もあるというところは、現場としても押さえておかなければいけない。委員がおっしゃるように、もう少し、この状況の分析を深めていきたい。</p>
委員	<p>2点お願いしたい。</p> <p>1点目は、今回、体罰によらない育児ということが、のぼりに出ていることはとてもいいが、昔、たばこの副流煙が有害ということが書かれたときと同じレベルにやっとなったと思う。</p> <p>外来で見ている感じでは、体罰はかなり横行していて、全然減っている感じがしない。そして、教育機関でも体罰はまだゼロにはなっていない。たばこは吸う場所の制限が出始めて、これはまずいなということになったと同じように、家庭に体罰はいけないよと言っても、なかなか難しい。イメージを変えることは難しいから、学校教育や幼稚園・保育園で、体罰は絶対にいけないということを教え、体罰に近いことがあったときには処分のようなものがはっきり表に出て、そこは注意されるというようなことがあると分かりやすいと思う。</p> <p>虐待までいかない体罰を躰に使用していることが問題にされるというケースは、多分上がってきているのではないか。</p>
児童相談所	<p>件数としてそのようなことが上がっていないが、養育上、親からSOSが出て、体罰に至ってしまうというような訴えは時々話としては出ている。</p>
委員	<p>だから、体罰での躰は許されないことを形にする仕組みを作る必要があるのではないかと提案。</p> <p>やはり教育で、体罰での躰は許されないということを教える。今、運動部活で体罰が駄目ということが結構はっきりしてきたので、分かりやすくいい。</p> <p>それと同じで、体罰での躰はだめということを示していかないと、家庭の牽制にはならないのかなと思う。今後検討していただきたい。単なる啓発ではなくてというところが1つ。</p> <p>それともう1点。我々が外来で見ていると、心理的虐待はたくさんあるが、資料を見ると、児童相談所でのネグレクトが107、身体的虐待が182で、心理的虐待が458。身体的虐待がほとんどかなと想像していたが、心理的虐待がこれだけ多く出ているのは、この心理的虐待はどういうことになったら心理的虐待として認定されるのか、そこが分かれば、小児科や児童精神科から、児相や家児相に相談するという基準がもう少し分かりやすくなると思うので、教えていただきたい。</p> <p>心理的虐待があまり問題にされないと、我々は勘違いしていた。しかし、これだけの数が心理的虐待として児相でピックアップされていると、どういうところまで心理的虐待と言ったら受けてもらえるのか。体に傷がないと受けてもらえないと、我々は大体そう思っている。ここに心理虐待がこれだけ数があるとすると、傷がなくても受</p>

	けてもらえる可能性があるということが分かったので、どういう事例があるのか教えていただきたい。
児童相談所	先ほども事務局からも説明があった通り、心理的虐待が458件あった。そのうち警察からが285件ということで、458件中の62%ぐらいが警察から来ている。その内容は、例えば、夫婦げんかがあって、警察に110番したときに、そこに子どもが居合わせた場合、心理的なダメージを受けたとして心理的虐待として上がってきたものが、心理的虐待の中でも6割ぐらいある。それ以外としては、近隣から家族でもめているという通告が入って、訪問しての扱いが、結果としては多い内容である。
委員	常に怒鳴っていて、子どもがずたずたになっていると言っても、傷がないということで終わってしまうケースが結構ある。警察だとOKで、我々だと駄目かなと、今話を聞いて勘ぐってしまった。
児童相談所	先生たちが見ていただいた中で、そういったダメージを受けるような状況があって、当然、この子にとってふさわしくない状況があるということであれば、ご相談させていただきたいと思っている。
委員	警察ルートや、地域から言われて問題になったルートと同じように、専門機関からのルートも扱ってもらいたいということをここで要望しておきたい。 現場のスタッフの方にしっかり周知してもらいたい。本当に断られているので。
委員	今年度に入って、15歳以下の性的虐待によるレイプの方を診て、4人が発達に課題のあるお子さんだった。うち3人がそのお父さんからの被害を受けていて、とてもショックを受けた。そのような子どもたちのお父さんやお母さんに対する対応で、その前に予防が何かできることがないか。その子にとっては一生、心に傷ができてしまうので、予防対策を考えていただきたい。
事務局	性的虐待やレイプはその後のその子の人生にも大きく関わることと思っている。 予防という視点で、私たちにできることはきちんと性教育をすることである。発達障害や知的障害がある子どもたちに対しては、自分の身を守ることの教育はとても大事だと思っている。妊娠SOSの電話を受けていても、知的障害や発達障害がある子どもが多いという印象がある。できるだけ相談体制を敷きながら、予防教育をやっていけたらと思っている。
会長	続いて、議事の報告の(5)と(6)に移る。 (5)については健康増進課から(6)については障害保健福祉課から報告をさせいただく。
健康増進課	<資料5に沿って説明>
障害保健福祉課	<資料6に沿って説明>
会長	(5)と(6)について説明があった。ご意見、ご質問等をお願いする。 (意見、質問なし)
会長	では、協議の方に移る。協議(1)として、「要保護児童対策地域協議会終結時における「見守り」支援について」、事務局から説明をお願いする。
事務局 児童相談所 児童家庭課	<資料7に沿って説明>



会長	<p>事前に、皆様方にはご意見を伺いたいということで、通知をさせていただきました。できるだけ多くの委員の方にご発言いただけたらと思っている。では、まず委員からお願いする。</p>
委員	<p>前回は少し指摘させていただきました。産科や精神科等と行政は連携が密であるが、小児科がその中に入っていない。実際、クリニックを運営している立場だと、うちのクリニックは場所柄、たくさんの要対協のケースがいるはずである。しかし、どのお子さんがその対象なのかが分からないという状況。このお子さんは要対協なので行ったらよろしくという連絡は、この2年間で1件だけ。もっと細やかに連絡しているところもあるかと思う。そのこどもが要対協かどうか分からないので、終結したかどうか分からないというのが実態である。私どものところでは、1か月児健診から受け入れる形でやっていて、小児科医療機関はやはり妊産婦健診のチェックという前線に立てるはずである。実際にうちよりもずっとアクティブにやっているところには、情報を細やかにいただけるとすごくありがたいと思う。その情報の提供をお願いしたい。</p> <p>あと、終結になったケースについて少し見聞きしているところでは、再保護になるケースというのが少なくない。特に性虐待のお子さんで3ヶ月から6ヶ月、危険がなかったからということで、そのままうちに帰ってしまって、実は虐待をしている継父がすぐそばに住んでいて、また性虐待に遭うようなケースも見聞きしている。虐待の事案が3ヶ月から6ヶ月起こらなかったということだけでは不十分で、そのバックグラウンドに、例えば、経済的な問題があって寄付に依存しなくてはいけないことがあるのであれば、母子の経済的な自立に向けてのアドバイスや、実際の支援策につなげることなど、細やかな対応をしていただきたい。とても手がかかるので、忙しい皆様にはとてもお願いできないかなと思うが、そのような形にしていきたい。浜松市は民間団体もたくさん育成してくださっていて、いろいろな支援ができるところが増えてきているので、そのようなところに確実につなげるような、情報提供をしていただきたいと思っている。</p> <p>私どもが少し困っていることがある。健診でこのお母さんはとても心配だから保健師につなぎたい時に、中央区の中で、西に連絡するのか、中央なのか分からない。それで何度も電話してしまって、お宅のこの町は南ですか、中央ですかと聞かないといけないところがある。その辺を整理していただくと、もう少し連絡しやすいかなと思っている。</p> <p>ここでいろいろ勉強させていただく中で、やはり小児科医会の中でも、もう少し、どなたがどのような役割を今まで担ってきたのかということをちょっと調査した方がいいと思っている、会長と相談してそういうことも考えていきたいと思う。</p> <p>行政の方から小児科医療機関に期待されることもはっきり教えていただけるとありがたい。</p>
事務局	<p>いろいろな課題をいただいたので、検討させていただく。</p>

委員	<p>           終結したけども、結局、再度問題となったというケースの統計が今回ここには出てきてないが、そのような統計はあるのか。やはり物事を終結行為基準で終結したけども、こういうことが起こってしまったという結果の統計があってこそ、もう少しここは厳しくしなければいけない、もう少しここはこうしなければいけないということが出てくると思う。そのような統計は取っているのか、分析しているのかということが1点。         </p> <p>           傷がはっきり見えるところになれば、学校の先生が虐待をとらえることはなかなか難しいのではないかなと思う。今日の名簿を見たら、学校関係者は指導課の先生だけ。これだけ大勢の事務の関係がいる中で、この終結のときを見ると、小学校5・6年とか中学2・3年で終結しているケースが、要対協ではたくさんいる。学校との連携が希薄になっているのかなと、この名簿を見させていただいて少し疑問に思った。         </p> <p>           我々は学校とよく連携しているのでイメージがつくが、やはり学校の先生方が見る部分や気にしなければいけない部分がたくさんあって、難しい子どもが元気がないといっても、要対協と絡めて考えるのではなく、日々のことで考えていると、何が何だか分からなくなってしまうのではないか。例えば、年に1回とか2回とか、スクールカウンセラーの先生に面接をしていただいて、その要対協のことを分かった上で終結したけれど、今は虐待的な要素がないか、トラウマになって混乱していないかというところを見ることをスクールカウンセラーの方にやっていただきたい。例えば、1つの学校に10人いたとしたら、10回、あるいは年2回だとしても20回、面接してもらうことは非現実的なことではないと思う。そこに基準を持ってしっかりチェックしてもらうことがとても大事なかなと思う。         </p> <p>           学校以外のところでもキーパーソンをはっきりしないと、組織の上の人に言って、あるいは引き継ぎのところの人に言ったとしても、現場で見ている人はまた別の人になるので、多分うやむやになるのが自然なことだと思う。やはりキーパーソンとなる責任者をしっかり決めて、そこと要対協なり、児相なりと連携をしっかりしていくような分かりやすいシステムが必要かなと思う。         </p>
事務局	<p>           先ほどの終結後、また再度要対協に上がってくるケースは、今の時点では統計として出しにくい状況であるが、今後、統計の中で示せるように工夫をしていきたい。         </p>
委員	<p>           今までのこの要対協の会議では、このような具体的なことを話し合うことがあまりなかったもので、すごく前進していて、うれしく思う。行政の方のキャパがないだろうなと思う場面はある。全部が全部ずっと終結しないでおいとくというのとはまたちよっと違う問題なのかなと思っている。終結はやはりある程度の基準をもって、終結にもっていく努力というのは絶対に必要だと思う。当然それが再発しないようにするために、各機関でどのような見守りができるのかというようなことを、ここの場でそれぞれに挙げていただきたい。         </p> <p>           先ほど、顔と顔の見える関係づくりと言ったが、こちらに関してでもやはりそのような関係性を作っていくということがすごく大事なことかなと思っている。         </p> <p>           養育支援訪問員もやらせていただいているが、虐待にまで繋がらないために、浜松市が頑張ってくれて力を入れてくれていることはとても感じている。実際に虐待がないわけではないから、虐待が起こってしまったことに対しての手当はもちろん大事である         </p>

	<p>が、その前の予防というところにも力を入れていただきたいと感じている。</p> <p>終結とは言っても、行政が、もうこのこどもは終結したから知りません、ということではないことは分かっている。数としてまた挙げてくださると言っていたけれど、先ほど委員が言ってくれたみたいな、カウンセラーの面接までやっていくと、行政の方でも把握はしやすくなるだろうと思う。ただ、ルール化するに関しては、ひとりひとりの背景が違うので、これが基準でというようなものはやはり難しいと思っている。ルールを決めるとか、基準を決めるということは、無理なのではないかと思う。1件1件、丁寧に見ていただければと思う。</p>
委員	<p>個別ケース検討会議において、終結に至るまでのケースの情報共有や、個別ケース検討会議のあり方で。例えば、保育施設の保育主任が来ているとか、スクールカウンセラーがそこに入っているみたいな情報共有のあり方みたいなことが、その終結に至る前にそういうことがあって、そのケースが終結になるので役割分担して見守りしていきましょうというの分かる。</p> <p>その前の個別ケース検討会議で情報が共有されていたら、392件、実件数で言うと270件ですか、1320件中、個別ケース検討会議が開かれているということだが、終結に至るまでの間に情報共有がされているのか。そこが情報共有されていれば、終結のところもスムーズにいくだろうと思う。そこは、今、どんな感じになっているのか。</p>
児童相談所	<p>代表して児童相談所から答えさせていただく。</p> <p>個別ケース検討会議で、初めて参加する機関に終結しますという投げかけはしていない。当然、常日頃に関わって支援していただいている機関に情報の提供をしつつ、最終的な終結の判断に至るにあたって、ケース会議を開きたいというような流れで行っている。ある日突然、今日、ケース会議をやるので終結ですということはしていない。</p> <p>参加を呼び掛けて、今も関わっている、あるいは今後も関わりを期待できる機関には、根回し的なこともしている。</p>
委員	<p>児童養護施設で、ショートステイとか、トワイライトステイの役割も担っている。これまでの個別ケース検討会議では、ショートステイを利用されるご家庭で要対協ケースですということはよくある。しかし、どういうケースなのかという情報は一切もらっていないし、今後終結になるのでこういう役割をお願いしますというようなことは、今までなかった。実務者会議で進行管理がされているので、具体的には個別ケース検討会議が有効に機能していて、その進行管理のための積み上げだと思うが、そこ自体が人員不足ということは当然あると思うので、何か無理を言うつもりはない。情報が漏れてはいけないが、担保されたネットワークのようなセキュリティがかかっているような要対協独自の浜松のネットワークみたいなことがあって、保育園や児童施設、医療機関、民生委員、その地区の学校などと、情報ネットワークみたいのがセキュリティかかったようなものが構築されてくるといいのかなと思う。</p>
委員	<p>児相や家児相が終結に向けていろいろ取り組んでいただいて、最後の終結の理由も分かりやすく説明していただいているとは思いますが、しかし、民間の園については、やはり個別ケース会議というものはあまり行われていない現状がある中で、具体的に他の機関がどういう役割を果たしているのか、何かしらの機関が入っているという情報は</p>

	<p>あるが、具体的な内容は分からない。終結してから、他の機関が継続して見守りを行っていくのか、そこですべての機関が終わりになってしまうのかという情報がないため、私たちも園の中で判断しなくてはいけない。実際に他の機関が関わっていて、そこまた相談しながら、対象者の方を見ていくのか、そういうことが分からなかった。できたら、終結時に、理想としてはここで終結だけど、他の機関としてはこういうところで継続していくということが分かると、私たちも対象者に、みんなで支え合いながら支援でき、安心できるので、できたらそういう情報も終結のときにいただければありがたいと思った。</p>
委員	<p>この虐待事象の終結に関して、民生委員がどれだけ関わられるか分からない。正直申し上げて、民生委員は専門職ではなく、街中のおじいちゃん、おばあちゃんということだけなので。ただ言えることは、その地域の中の世帯にそうした事象が発生したとき、その家庭の世帯の状況を見守っていくことはできるだろうと思っている。民生委員は民生児童委員でもあるので、見守っていくことはできるとしている。</p> <p>あえて言うならば、事象が発生してからよりも、こどもが生まれるときから家庭とどのように繋がっていくか。地域にその家庭が住んでいるなら、そこには担当の民生児童委員がいるので、そのような人たちの日常が分かるようになっていくことが一番大事なのかと思う。ここで虐待の主体になるのは、実母であったり、実父であったりする。その家庭がいろいろな意味で何か課題を持っているということだと思う。しんどいときに相談できる相手として民生委員が必要だと思っている。そういう意味で、地域のしんどい家庭とつながれる機会を、民生委員も入れるように、入っていいよという形をとっていただけるとありがたい。例えば、妊婦健診や、生まれてからの健診のところに、民生委員が顔を出して、状況を見させてもらうことができるという。</p> <p>今、繋がっている子育て支援ひろばには民生委員が入っているので、こどもの様子がよく分かる。専門職ではないけども、家庭とつながって、家庭を見守っていくことができると思う。</p> <p>今度、こども家庭センターができたので、何か問題があれば、そこにつなげれば、その先は、行政とその他の専門職でしっかり振り分けてやっていただけると期待するならば、民生委員はつなぐだけはできるのかなと思っている。そのようなことをご理解いただきながら、皆さんと連携できればありがたい。</p>
事務局	<p>皆様ありがとうございました。まだまだご意見をお伺いしたいが、時間の関係で本日はここまでの協議とさせていただきます。ご意見等があったら、子育て支援課に連絡していただければ幸いです。</p>
会長	<p>以上で、本日予定された議事がすべて終了した。時間も十分ではなかったかもしれないが、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>我々としても、今回、示した資料のデータや、評価や効果の記載、虐待についての対応に関してなどのご意見をいただいたので、それぞれの所管においてそれらのご意見を受けとめて対応を検討していきたいと思う。</p> <p>また、今回、各機関の代表としてご出席いただいた委員の皆様には、本日の会議の内容を、それぞれ所管する団体の皆様にお伝えいただくとともに、今後も協議会へのご協力をお願いしたいと思う。</p>

	<p>では、進行を事務局に戻す。</p>
<p><b>5 その他・連絡事項</b> 事務局</p>	<p>委員の皆様、本日は貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局からの事務連絡の前に、本日、机の上に置かせていただきました資料について簡単に説明をさせていただく。</p> <p>最初に、浜松市薬剤師会の「薬と健康のフェスタ」の事業報告について、委員からお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>昨年、第 15 回の「薬と健康フェスタ」を開催し、こども家庭部の皆さんとも一緒に行動をさせてもらっている。中を開いていただき、浜松市コーナーというところでは、浜松市の各課の皆さんと共同でイベントを行っている。このフェスタに参加する幼稚園・小学校ぐらいままでのご家庭の皆さんが多いので、着ている着衣がちょうど虐待防止と同じオレンジ色というところで、親和性は高いのではないかなと思っている。</p> <p>裏面で、今回のエビデンスとまでいかないが、来場者の 668 名に資料を配ったり、今回の虐待防止の浜松市のコーナーとして、200 名の方に触れたりしていただいた。</p> <p>この窓口でも、パンフレットを置いたり、ポスターを掲示したりしているので、来ていただいているご家庭の皆さんには目には触れているのではないかなと思う。実際にそういうところに来ないのは、おそらく虐待の本質ではないかなと思うので、そこに対しては、できることを考えながら、今年度も「第 16 回薬と健康フェスタ」を行うので、啓発は続けていきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>机の上に、「こどもを虐待から守る手引き」の乳幼児版と学齢児版を配付させていただいた。これについては、幼稚園・保育園、そして学校の方にお渡しをしながら、周知を図っているところである。皆様方には、参考に見ていただければと思う。</p>
<p><b>6 閉会</b> 事務局</p>	<p>次回の代表者会議は、令和 7 年 3 月上旬の開催を予定している。日程が決まったら、事務局より連絡をさせていただく。</p> <p>以上をもって、令和 6 年度第 1 回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会する。</p>